

第4回定例会会議録

平成26年12月 3日（水）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（笹沢 武君） 改めまして、おはようございます。

これより、平成26年第4回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――諸般の報告―――

○議長（笹沢 武君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

小山岳夫議会事務局長。

（議会事務局長 小山岳夫君 登壇）

○議会事務局長（小山岳夫君）

諸般の報告

平成26年12月3日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案20件・報告1件が提出されていきます。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した請願・陳情文書表のとおり、請願1件・陳情4件が提出され、受理しました。
4. 本定例会の説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、五味高明議員他8名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりでございます。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告させていただきます。

ますので、この場においては省略とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（笹沢 武君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

内堀恵人議会運営委員長。

（議会運営委員長 内堀恵人君 登壇）

○議会運営委員長（内堀恵人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告をいたします。

去る11月28日、午後1時30分より、議会運営委員会を開催し、平成26年第4回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決処分1件、人事案1件、事件案3件、条例案9件、補正予算案6件、報告1件の計21件であります。

9月定例会以降提出された請願1件、陳情4件は、受理と決定いたしました。

会期は、本日より12月11日までの9日間とすることに決定をいたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1番をごらんいただきたいと思います。

書類番号1、19ページ、お願いいたします。

会期及び審議予定表

第 1日目 12月 3日 水曜日 午前10時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

議案上程、議案に対する質疑

議案の委員会付託

第 2日目 12月 4日 木曜日 午前10時 常任委員会

第 3 日目	1 2 月	5 日	金曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 4 日目	1 2 月	6 日	土曜日		議案調査
第 5 日目	1 2 月	7 日	日曜日		議案調査
第 6 日目	1 2 月	8 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 7 日目	1 2 月	9 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 8 日目	1 2 月	1 0 日	水曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	1 2 月	1 1 日	木曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

次に、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告をいたします。

次のページをお願いをいたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

1 2 月 4 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

1 2 月 5 日 金曜日 午前 1 0 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

1 2 月 4 日 木曜日 午前 1 0 時 議場

1 2 月 5 日 金曜日 午前 1 0 時 議場

次に、全員協議会の日程、場所でございますが

全員協議会開催日程

1 2 月 1 0 日 水曜日 午前 1 0 時 大会議室

以上で報告を終わります。

○議長（笹沢 武君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 1 2 月 1 1 日までの 9 日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 1 2 月 1 1 日までの 9 日間と決しました。

○議長（笹沢 武君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

6番 野元 三夫議員

7番 小井土哲雄議員

を指名いたします。

―――日程第4 議会招集あいさつ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第4 議会招集の挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様におかれましては、時節柄大変お忙しい中にもかかわらず、御参集を賜り、議会が開会できますことに心より感謝を申し上げます。

さて、安倍首相による衆議院の突然の解散となり、昨日、総選挙が公示され、14日の投票日に向けて激しい選挙戦が展開されているところです。総選挙と議会が同時進行となりますが、円滑に運営ができますよう、議員の皆様の御協力をよろしくお願いをいたします。

10月には、シチズン時計マニュファクチャリングの御代田工場が佐久市に移転を決めたというショッキングなニュースがありました。10月15日に荻原社長が来庁され、移転が決定事項として伝えられました。翌16日には、柳田佐久市長が来庁され、21日の佐久市議会で承認される予定である旨の報告があり、22日の新聞で初めて移転計画が公表をされました。

55年前の1959年、昭和34年にミヨタ精密という名称で、原野の中にぽつんと小さな町工場ができて、時計の生産を始めました。当時は小さな町工場で、完成した時計を社員がリュックサックに詰めて、御代田駅から信越線で東京まで運んだという歴史もお聞きをしました。多くの町民がこの工場で働き、現在のような立派な会社に成長させてきたわけですから、まさに御代田町とともに歩んできた企業でもありました。

そうした企業だったわけですが、今回の移転の話は、町には事前に一切の相談もなく、突然伝えられたわけですので、とても残念なことでありました。

ここ数年のシチズングループの動きは、これまでにない激しいものがありました。

グループ会社の統合や再編が行われ、その都度、社名も変わりました。また、希望退職という名の大量の人員整理も二度にわたって行われました。

シチズン時計ミヨタは、シチズングループの中の時計関連の会社が統合されて、シチズン時計マニュファクチャリングという新会社となり、本社も埼玉県の新潟に移ってしまいました。したがって、御代田町にあったシチズン時計ミヨタという会社も単なる工場になってしまいましたので、町との関係でも疎遠になっていたということもありました。

こうした経過から見て、今回の事態は、シチズングループとしての決定として伝えられたものと感じております。

今回の事態を生み出した背景には、将来を見据えての企業の戦略があったわけですが、御代田町としても企業の動向を把握する努力が必要であり、また、企業の動きに十分注意すべきであったということが反省点でもあります。

私の反省点としては、もう一つ。長い間、町内に工場を持っていた優良企業というものが、これから先も町に存在することが当たり前のように考えていたということです。経営が上向いたり、厳しくなったりという企業の経営状況には、一定の関心を持って見ていましたが、工場がなくなるというような最悪の事態は全く考えられませんでしたから、楽観的に見ていた、漫然としていたということが大きな反省点です。

シチズングループの企業戦略は、今後もこのような事態が繰り返される危険性は十分にあると考える必要性があります。我々としては、アンテナを高くして企業の情報を集めるとともに、企業の動向に対応できるように準備を進めなければなりません。

なお、その後の町の対応としましては、11月25日に町内企業との懇談会を開催し、初の試みとして、議会から議長、副議長、担当の町民建設経済常任委員長の3名にも出席していただきました。さらに、昨日は、私と担当課でミネベア、シチズンファインテックミヨタ、レーマン軽井沢工場の各社を訪問しました。本日の午後は、シチズン時計マニュファクチャリングミヨタ工場を訪問します。また、シチズンマシナリーミヤノについては、日程調整中です。

今後もこうした取り組みを強めて、企業情報の収集に努め、町内企業との友好的関係づくりを構築してまいりたいと考えております。

私としましては、今回の事態で受け身になるのではなく、今後は、積極的な企業誘致、本格的な企業誘致を進める体制をつくり上げていかなければならないと考えております。

本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項1件、人事案1件、事件案3件、条例案9件、平成26年度一般会計と特別会計の補正予算案6件、報告1件の計21件です。

提案させていただきます議案の概要を申し上げます。

平成26年度一般会計補正予算（第5号）の専決処分につきましては、12月14日に行われる衆議院議員選挙に関する費用について、歳入歳出それぞれ883万円増額する補正予算を11月21日付で専決処分させていただきました。

人事案は、この12月31日をもって、固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、1名の方の任期が満了するため、次期委員の選任に当たりまして同意を求めるものです。

事件案については3件です。平成26年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、長野県御代田町面替地区活性化計画造成工事請負契約については、11月19日に入札が行われましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

佐久圏域水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、小諸市外二市御牧ヶ原水道組合が統合により退会することによります。

三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、三ツ谷区を選定し、指定管理者と指定するため、議会上程させていただくものです。

次に、条例案につきましては9件です。御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、児童扶養手当法の改正に伴う一部改正です。

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令等の一部が改正されることによるものです。

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、三ツ谷地区の世代間交流施設の建設に伴い改正するものです。

御代田町保育の必要性の認定に関する条例の制定、御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定及び御代田町放課後児

童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、子ども・子育て3法が制定されたことに基づき、平成27年4月から新たな子ども・子育て支援法が開始されることに伴い制定するものです。

次に、御代田町地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定については、都市計画における地区計画の策定は、都市計画法において条例に定めるとされていることから、本条例を制定するものです。

御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例の制定については、国の第2次一括法に基づき、風致地区内の建築等に係る権限が県から町に移譲されることに伴い本条例を制定するものです。

次に、平成26年度一般会計の補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ8,197万円を増額し、歳入歳出それぞれ64億1,342万円とするものです。

歳入については、社会資本整備総合交付金の交付決定により、国庫支出金で5,617万円の減額、国保保険基盤安定事業負担金などの県支出金で1,664万円の増額を、また、繰入金では、南小学校大規模改造工事の完了により、教育施設整備基金からの繰入金を2,204万円減額するとともに、役場庁舎建設用地の取得等に当たり、土地開発基金からの繰入金を1億4,000万円計上しました。

歳出の主な内容は、総務費では、役場庁舎建設用地として、メルシャン跡地の購入費を1億3,123万円と、代替用地として、土地開発公社が取得した用地の購入費2,049万円を新たに計上しました。

民生費では、雪窓保育園の駐車場整備費として1,003万円、国民健康保険特別会計への繰出金1,873万円、農林水産業費では、農業振興事業補助金として、佐久浅間農協伍賀支所の真空冷却施設整備事業に対して500万円の補助金と、児玉雨池用排水路工事費で500万円の増額をお願いしております。

また、特別会計では、国民健康保険特別会計における一般被保険者の療養給付費と高額療養費の増額や介護保険特別会計における地域密着型介護サービス給付費の増額などにより、4会計で総額5,557万円の増額補正をお願いしております。

以上、概略を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、慎重な御審議の上、原案どおりの御決定をお願いいたしまして、議会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（笹沢 武君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第5 議案第89号 専決処分事項の報告について

(平成26年度御代田町一般会計補正予算第5号)―――

○議長(笹沢 武君) 日程第5 議案第89号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) 議案書の3ページをお願いいたします。

議案第89号 専決処分事項の報告について、地方自治法の規定により、別紙専決処分書のとおり専決をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、専第13号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成26年11月21日専決

御代田町長 茂木祐司

内容につきましては、平成26年度御代田町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度御代田町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ883万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億3,145万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

予算書の6ページをお願いいたします。

事項別明細のほうで説明をさせていただきます。

2 歳入でございます。

款14、項3、目1、総務費委託金。既定額に883万1,000円の増額補正

でございます。衆議院議員選挙委託金ということで、これにつきましては、平成24年度実績を参考に予算計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2、総務費、項4、選挙費、目96、衆議院議員総選挙費でございます。885万1,000円の増額補正でございます。節の内容につきましては、過去の選挙、それから直近での選挙での必要経費等を勘案した状況で予算計上をさせていただいておりますので、各項目金額については記載のとおりでございますので、御確認をお願いしたいと思います。

款14、項1、目1、予備費でございますが、既定額から2万円を減額することで歳入歳出の調整を図っております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第89号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第89号 専決処分事項については、原案のとおり承認することに決しました。

○議長（笹沢 武君） 日程第6 議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

茂木康生税務課長。

（税務課長 茂木康生君 登壇）

○税務課長（茂木康生君） 議案書の5ページをお願いいたします。

議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

記

住 所 御代田町大字草越628番地8

氏 名 土屋和雄

生年月日 昭和22年7月18日生

平成26年12月3日 提出

御代田町長 茂木祐司

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定するため、町に固定資産評価審査委員会を設置しております。

委員の定員は3名でございますが、現委員のうち、土屋和雄氏が平成26年12月31日をもって任期が満了いたします。

土屋氏は現在1期目でございますが、引き続き委員として選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同意をいただきました場合の新たな任期は、平成27年1月1日から平成29年12月31日までの3年間でございます。

以上のとおり御提案いたしますので、よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第90号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第90号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

――日程第7 議案第91号 平成26年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

長野県・御代田町面替地区活性化計画造成建築工事請負契約について――

○議長(笹沢 武君) 日程第7 議案第91号 平成26年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 長野県・御代田町面替地区活性化計画造成建築工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) 議案書の6ページをお願いいたします。

議案第91号 平成26年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 長野県・御代田町面替地区活性化計画造成建築工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づきまして、指名競争入札に付した、平成26年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 長野県・御代田町面替地区活性化計画造成建築工事請負契約について、下記により請負契約を締結するため地方自治法の規定によって議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 契約の目的 平成26年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 長野県・御代田町面替地区活性化計画造成建築工事請負契約について
2. 契約の方法 指名競争入札による方法
3. 契約の金額 1億8,241万2,000円
4. 契約の相手方 佐久市臼田80番
株式会社 堀内組

代表取締役 堀内文雄

これにつきましては、10月30日に一般競争入札に付しましたが、こちらでは不調のため、設計単価等の見直しを行いまして、11月19日、指名競争入札により、上記のと通りの結果となっております。

よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 12番、市村千恵子です。

2点ほどお伺いします。指名競争入札によるということなんですけども、契約の方法、その指名競争入札の参加業者はどこなのか。

それと、もう一点が、予定価格と落札率はどの程度になったのか、その点お願いします。

○議長（笹沢 武君） 土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えいたします。

指名競争入札の業者でございますが、町内業者としては、大井建設工業株式会社、それから、残りは全部町外でございまして、落札いたしました株式会社堀内組、株式会社守谷商会、神稲建設株式会社軽井沢営業所、北野建設株式会社、竹花工業株式会社、株式会社竹花組、それから、笹沢建設株式会社の計8社でございます。

予定価格と落札率でございますが、予定価格は1億9,089万円でございます、落札率は95.5%という状況でございます。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第91号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第91号 平成26年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金長野県・御代田町面替地区活性化計画造成建築工事請負契約については、原案のとおり決しました。

―――日程第8 議案第92号 佐久圏域水道水質検査協議会を設ける

地方公共団体の数の減少及び規約の変更について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第8 議案第92号 佐久圏域水道水質検査協議会を設ける
地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書7ページをごらんください。

議案第92号 佐久圏域水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、地方自治法の規定により、平成27年3月31日をもって、佐久圏域水道水質検査協議会の構成団体から小諸市外二市御牧ヶ原水道を脱退させ、佐久圏域水道水質検査協議会規約を別紙のとおり変更するため、同法252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この佐久圏域水道水質検査協議会は、水道水質の安全確保を図るため、水道法に定められた水質検査及び水道水質に係る調査研究に関する事務を共同して管理し、執行することを目的としております。

現在、小諸市、佐久市、南・北佐久郡町村、佐久水道企業団、浅麓水道企業団、小諸市外二市御牧ヶ原水道組合の14団体が加盟しております。このたび、小諸市

外二市御牧ヶ原水道組合が小諸市と統合されるに当たりまして、加盟市町村から脱退するため一部改正を行い、全加盟市町村等において、議会議決をお願いするものでございます。

なお、全文を通して、脱退に伴い変更する条文及び語句等の一部改正も同時に行うものがございます。

次の８ページをごらんください。

佐久圏域水道水質検査協議会規約の一部を改正する規約（案）

佐久圏域水道水質検査協議会規約の一部を次のように改正する。

第１条中「並びに」を「及び」に改める。

第３条を次のように改める。第３条は、協議会を設ける市町村等で、協議会は、次に掲げる市町村及び企業団がこれを設ける。

小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、佐久水道企業団、浅麓水道企業団で構成されます。

以下は、条文の語句等の一部改正でございます。

第４条中「次に」を「、次」に改める。

以下、同様といたしまして、１０ページをごらんください。

附則。この規約は、平成２７年４月１日から施行する。

次の１１ページから１６ページは、規約（案）の新旧対照表でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第９２号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第92号 佐久圏域水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり決しました。

――日程第9 議案第93号 三ツ谷地区世代間交流センターの

指定管理者の指定について――

○議長(笹沢 武君) 日程第9 議案第93号 三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) それでは、議案書17ページをお願いいたします。

議案第93号 三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者の指定について
下記の者を三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

施設の名称 三ツ谷地区世代間交流センター

施設の所在 御代田町大字馬瀬口2039番地2

指定管理者 御代田町三ツ谷区

指定の期間 平成27年1月1日から平成31年12月31日まで

説明は以上でございます。

御審議をいただきまして、御承認を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長(笹沢 武君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第93号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第93号 三ツ谷地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第10 議案第94号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第10 議案第94号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋 淳消防課長。

(消防課長 土屋 淳君 登壇)

○消防課長(土屋 淳君) 議案書の18ページをお願いいたします。

議案第94号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、御説明をいたします。

まことに申しわけございませんが、初めに訂正をお願いいたします。

20ページをお開きください。新旧対照表の左の欄になります。下から8行目のアンダーラインの部分ですが、「第13条の2第1項第1号、第3号まで若しくは第10号若しくは第2項第1号」とありますけれども、この中の点、読点を平仮名の「から」に訂正していただき、第3号までの次の「若しくは第10号」を削除してください。正しくは、「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」でございます。

それでは、18ページにお戻りください。

御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出

するものでございます。

本条例案は、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法の一部が改正されたことにより、御代田町消防団員等公務災害補償条例の規定に条ずれが生じるため、条文の整備を行うものであります。

今回の改正は、年金と児童扶養手当の併給調整の見直しをするもので、児童扶養手当の支給対象とされていない公的年金等の受給者について、年金の額に応じて児童扶養手当の一部が支給されるようになるというものでございます。

19ページをごらんください。

改正内容でございますけれども、附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改めるものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用するというものでございます。

説明は以上です。

御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第11 議案第95号 御代田町国民健康保険条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第11 議案第95号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書の21ページをお願いいたします。

議案第95号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の一部改正の趣旨でございますが、国民健康保険施行令第36条に基づき、現在、出産育児一時金の基準額39万円となっており、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産する場合に、掛金分として3万円が加算されることとなっており、総額で42万円が支給されております。

このような中、社会保険では掛金が1万6,000円と低いことから、国民健康保険においても、それに合わせるということが国の社会保障審議会において決定されましたが、現在は出産費用も高くなっており、被保険者の負担も大きいことから、掛金を引き下げる分、支給額も引き下げるのではなく、支給総額は42万を維持し、掛金が安くなった分を出産費用に充てていただくというものでございます。

次の22ページをお願いいたします。

御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

御代田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改め、同項ただし書きを次のように改める。

ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

第6条第1項各号を削る。

附則。

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

2 施行日前に出産した被保険者に係る御代田町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

御審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第12 議案第96号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第12 議案第96号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書24ページをお願いいたします。

議案第96号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正の趣旨でございますが、高齢者と地域住民の世代間交流及び高齢者の介護予防を行うことを目的とし、厚生労働省の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金を受け建設された三ツ谷地区世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

次の25ページをお願いいたします。

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の表中「豊昇地区世代間交流センター、御代田町大字豊昇1091番地1」を「豊昇地区世代間交流センター、御代田町大字豊昇1091番地1、三ツ谷地区世代間交流センター、御代田町大字馬瀬口2039番地2」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第13 議案第97号 御代田町保育の必要性の認定に

関する条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第13 議案第97号 御代田町保育の必要性の認定に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、議案書の27ページをごらんください。

議案第97号 御代田町保育の必要性の認定に関する条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の制定につきましては、地方分権推進一括法の制定に伴いまして、児童福祉法が改正され、あわせて、子ども・子育て支援法が制定されたことによるものでございます。

これまでは児童福祉法の規定に基づき、当町は、保育の実施に関する条例により保育の実施基準を定めておりましたが、来年4月1日からは、子ども・子育て支援法が一部施行となる予定でございますので、既存の条例を廃止して、同時に支援法の規定に基づく本条例を新たに制定するものです。

国から示されました条例の様式を参酌し、定めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の28ページをごらんください。

御代田町保育の必要性の認定に関する条例（案）

第1条は趣旨でございます。第2条で定義、第3条で保育の必要性の事由でございます。こちらは、これまでの条例と大きく変わる部分はありません。

次のページに移りまして、第4条の保育の必要量の認定でございます。支援法によりまして、保育の標準時間は1日11時間と定められておりますので、これに準じております。

(2)の保育短時間でございますが、大変申しわけございませんが、1点修正をお願いいたします。保育必要量として、「1日1日8時間」と、1日がダブっておりますので、どちらか一方を削っていただきたいと存じます。短時間は1日8時間というふうに支援法で定められております。

第5条は、優先利用の事由でございます。これまで待機児童がありませんでしたので、当町では優先順位は定めておりませんでした。全員が入所ということになっておりますので定めておりませんでした。支援法によりまして、改めて、対象があろうがなかろうが、定めておくことが必要となっております。

この(4)番に、府令第1条第8号というふうに書いてございますが、こちらのものは児童虐待防止法と、配偶者からの暴力、DV法等に該当する方々で支援が必要な方が優先をしてもよいという条項に当たるものでございます。

次のページにまいりまして、第6条で委任。附則としまして、施行期日は、この条例は、法の施行の日から施行するというので、一応、支援法自体、上位法の法律自体がまだ確定しておりませんので、法律、一応4月1日からと予定されておりますが、その上位法の施行の日から同時に施行するという附則になっております。

先ほど申し上げました2項といたしまして、既存の保育の実施に関する条例は、本条例の施行と同時に廃止ということになるものでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第14 議案第98号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第14 議案第98号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） 議案書の31ページをごらんください。

最初に、大変申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。表題の部分で、御代田町家庭的保育事業等の「設置」とありますが、「設備」の間違いでございますので、置くを備えるに改めていただきたいと思います。と存じます。

それと、その本文のほうでございますが、同じく、御代田町家庭的保育事業等の「設置」とございますが、「設備」のほうに改めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、議案第98号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の制定につきましても、先ほどの議案第97号と同様に、児童福祉法の改正により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業、この4つをあわせて家庭的保育事業等と言ってるものでございますが、それぞれの設備と運営に関する基準について、地方自治体の条例で定めることとされたため、国から示されました条例の様式を参酌して、新たに制定するものでございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、次の32ページをごらんください。

御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

目次でございますが、第1章で総則、第1条から第22条でございます。

第2章で家庭的保育事業、こちらは定員5人以下のものと規定されております。小規模保育事業につきましては、定員6人以上19人以下。

第3章の1節で通則、第2節でA型でございますが、保育園の分園ですとかミニ保育園に当たるものでございます。第3節でB型、こちらはAとCの中間型でございます。第4節のC型につきましては、家庭的保育事業、より小規模に近い状況のものをC型というものでございます。

第4章で居宅訪問型保育事業、こちらが居宅を訪問して行う保育ということで、

乳幼児1人に保育士1人が訪問するというものでございます。

第5章は事業所内保育事業ということで、事業所がその従業員のために設置した保育所に当たるものでございます。

第1章、総則につきましては、第1条、趣旨から、ちょっと飛びますが、議案書38ページの下の方の第22条、苦情への対応まで、こちらが第1章でございます。

第2章、家庭的保育事業につきましては、第23条、設置の基準から、議案書、次の次のページになりますが、40ページの中段、第27条、保護者との連絡まででございます。

第3章、小規模保育事業につきましては、第1節の通則としまして、第28条、小規模保育事業の区分が定められております。第2節につきましては、小規模保育事業A型でございますが、第29条、設備の基準から、議案書少し飛びますが、43ページでございます。中段の第31条、準用までが第2節でございます。第3節、小規模事業B型につきましては、32条の職員から次の44ページの第33条、準用まで、第4節の小規模保育事業のC型につきましては、34条の設備の基準から次の45ページの第37条、準用まで。

第4章、居宅訪問型保育事業につきましては、第38条、居宅訪問型保育事業から次の46ページになります、第42条の準用まででございます。

第5章、事業所内保育事業につきましては、第43条、利用定員の設定から議案書少し飛びますが、51ページになりますが、第49条の準用までとなっております。

附則といたしまして、施行期日が、こちらも来年の4月1日、あくまでも予定されているところでございますので、法の制定とともに施行ということになっております。

第2条では、食事の提供の経過措置ということで、条例の制定の日から5年を経過する日までの間につきましては、食事の提供の施設につきまして、軽減措置を設けるものでございます。

次の52ページでございますが、第3条としまして、連携施設に関する経過措置といたしまして、こちらにつきましても5年を経過する日までが、連携施設を確保しなくても運営ができるという経過措置が設けられております。

第4条の小規模保育事業B型等に関する経過措置ということで、B型の保育従事者でございますが、こちらも確保が大変厳しい状況でございますので、5年を経過する日までの間につきましては、補助者が保育従事者とみなされるという経過措置が定められております。

第5条につきましては、利用定員に関する経過措置でございます。C型にあっては、5年を経過する日までの間は、その利用定員を6人以上15人以下とすることができるという経過措置が定められております。

以上のとおりでございます。御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時00分）

（休 憩）

（午前11時13分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第15 議案第99号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第15 議案第99号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） 議案書の53ページをお願いいたします。

議案第99号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

する基準を定める条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

先ほどの地域型保育事業につきましては、御説明申し上げましたとおり、19人以下の小規模というのが基本でございます。こちらのものにつきましては、特定教育・保育施設というものは、定員21人以上で認可を受けた幼稚園、保育園、認定こども園が特定教育・保育施設というものでございます。

特定地域型保育事業というものにつきましては、19人以下の小規模であっても、国県等の認可を受けている地域型保育事業のことを特定というものがついている部分でございます。

本条例の制定につきましても、先ほどの議案第97号、98号と同様に、子ども・子育て支援法の制定によりまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、地方自治体の条例で定めることとされたため、国から示されました条例の様式を参酌して、新たに制定するものでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の54ページをごらんください。

御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）

第1章につきましては、総則、第2章につきましては、運営に関する基準でございます。利用定員に関する基準は、定員20人以上ということでございます。2節につきましては、運営に関する基準、3節は特例施設型給付費に関する基準でございます。

3章につきましては、特定地域型保育事業者の運営に関する基準ということで、認可を受けまして、給付費の支給を受ける事業所のものがございます。第1節が利用定員に関する基準、それぞれの定員を定めております。第2節は運営に関する基準、第3節が給付費に関する基準でございます。

第1章、総則につきましては、第1条の趣旨から次のページの第3条一般原則まで。

第2章の特定教育・保育施設の運営に関する基準につきましては、第1節、利用定員に関する基準ということで、次のページ、第4条の利用定員20人以上とするという定員を定めているものでございます。第2節の運営に関する基準につきましては、第5条の内容及び手続の説明及び同意から、少し飛びまして、議案書

64 ページでございます。64 ページの第34条、記録の整備、ここまですが運営に関する基準でございます。第3節特例施設型給付費に関する基準につきましては、第35条、特別利用保育の基準から次のページの第36条、特別利用教育の基準のところまででございます。

第3章、特定地域型保育事業者の運営に関する基準で、第1節利用定員に関する基準につきましては、第37条、利用定員ということで、家庭的保育事業にあっては、1人以上5人以下、A型及びB型にあっては、その利用定員の数を6人以上19人以下、C型につきましては、6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を1人と定めているところでございます。

次の66 ページでございますが、第2節運営に関する基準につきましては、第38条、内容及び手続の説明及び同意から、こちらも少し飛びますが、議案書70 ページでございます、第50条の準用までが第2節の運営に関する基準となっております。

第3節特例地域型保育給付費に関する基準につきましては、第51条、特別利用地域型保育の基準から次のページの第52条、特定利用地域型保育の基準まででございます。

附則といたしまして、こちらにつきましても、来年4月1日が予定されておりますが、法の施行日から施行するというところでございます。第2条で特定保育所に関する条例ということで、当分の間につきましてはの暫定措置が定められております。

次の72 ページでございます。第3条といたしまして、施設型給付等費に関する経過措置ということで、特定教育・保育施設が当分の間ということで、暫定的な経過措置が設けられております。2項といたしまして、特定地域型保育事業者につきましても、当分の間、暫定措置が設けられております。

第4条、利用定員に関する経過措置ということで、こちらにつきましては、C型にあっては、5年を経過する、C型、小規模の中でも小規模のものでございますが、こちらにつきましては、5年を経過する日までの間につきましては、定員につきまして6人以上15人以下という暫定的な経過措置が設けられております。

次のページ、第5条の連携施設に関する経過措置ということで、こちらにつきましても、5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができるということで、弾力的な運用が定められております。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第16 議案第100号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第16 議案第100号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、議案書の74ページでございます。

議案第100号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の制定につきましても、先ほどの議案第97号、98号、99号と同様に、児童福祉法の改正によりまして、児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、地方自治体の条例で定めることとされたため、国から示されました条例の様式を参酌して、新たに制定するものでございます。

現在、児童館で実施しております放課後の児童クラブにつきましては、御代田町児童クラブ運営要綱に基づき運営しております。

それでは、次の75ページをごらんください。

御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案でございます。

第1条で趣旨、第2条で最低基準の目的、第3条で最低基準の向上、第4条で最低基準と放課後児童健全育成事業者、第5条で放課後児童健全育成事業の一般原則

といたしまして、こちら、とりあえず、小学校1年生から3年生までの就学している児童というふうに今回は定めさせていただいております。大林児童館の増改築が完了した時点で、小学校6年生まで対象を広げる予定でございますので、再来年になります、その地点前の完成の時点のところ、タイミングを見計らいまして、改めて6年生までということで、条例改正をその時点でお願いするものでございます。

次のページ、76ページでございますが、第6条、放課後児童健全育成事業者と非常災害対策、第7条で放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件、第8条で放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等、9条で設備の基準、次のページ、第10条で職員でございます。

次の78ページにいきまして、第11条で利用者を平等に取り扱う原則、第12条で虐待等の禁止、第13条で衛生管理等、次のページの第14条で運営規程、第15条で放課後児童健全育成事業者が備える帳簿、第16条で秘密保持等、第17条で苦情等の対応、次のページでございますが、第18条で開所時間及び日数、第19条で保護者との連絡、第20条で関係機関との連携、第21条で事故発生時の対応。

次のページでございますが、附則といたしまして、こちらにつきましても来年4月1日予定されておりますので、法律の施行の日から施行するという記述になっております。

第2条で職員の経過措置といたしまして、修了したもの、職員の資格につきましても緩和措置が設けられておりまして、平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含むという経過措置が設けられております。

以上のおりでございます。御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

池田健一郎議員。

（10番 池田健一郎君 登壇）

○10番（池田健一郎君） 議席番号10番、池田です。

今説明があった、この運営に関する基準が要綱で運用されているというふうに説

明ありましたけれど、要綱が条例になって、これから何か特別な施策をしないとい
けないというようなことというのは発生するものですか。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） 現在、要綱で運用しているものと、内容につきましてはこの
条例につきましては変化ございません。ただ、児童福祉法の規定によりまして、要
綱ではなくて、きちんと条例化して運用してくださいということでもありますので、
条例化して運用していくということでございます。それまでの間につきましては、
要綱にも当然守っていかねばならない定めがございますので、条例と要綱で並
行しながら、施行後は運用していくということでございます。

先ほども説明申し上げましたとおり、3年生までと暫定的でございます。あと、
運用時間につきましても、あくまでも、現在の状況で定めてありますので、開館時
間や対象児童が変更になるというような事態が生じたときには、その段階でまた条
例改正をお願いしていくこととなりますので、よろしく願いいたします。

○10番（池田健一郎君） わかりました。以上です。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第17 議案第101号 御代田町地区計画等の案の作成手続に

関する条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第17 議案第101号 御代田町地区計画等の案の作成手
続に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書82ページをごらんください。

議案第101号 御代田町地区計画等の案の作成手続に関する条例を制定する条
例について、別紙のとおり提出いたします。

都市計画法第12条の4第1号に規定する地区計画を策定するため、同法16条2項の都市計画に定める地区計画等の案は、意見の提出方法その他政令で定める事項について、条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとするとの規定に基づきまして、町が作成した地区計画案に関し、関係者より意見を聴取するための手続条例を定めるものでございます。

個別具体的な当町の案件に関しましては、南小学校周辺の約7.1haにつきまして、小学校建てかえを見据えた中で、文教厚生地区として地域計画を策定し、文教厚生施設並びにほか建築物について、建築物の規制を行うものでございます。

一例を挙げますと、現在、第一種低層住居専用地域になっておりますが、こちらの高さ制限が10mまでとされてございます。今回、第一種住居地域として用途変更をかけますと、文教施設の部分につきましては、高さが20mまで制限が緩和されると。その他、文教施設以外の建築物につきましては、当面の10mまでというような形をとっていく予定でございます。

地権者は3名ほどおりまして、病院、シチズンと個人1名でございます。

次の83ページをごらんください。

地区計画等の案の作成手続に関する条例（案）

第1条趣旨でございます。第2条は地区計画等の原案の提示方法、第3条、第4条は、説明会の開催等についてでございます。第5条は委任についてでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

関する条例を制定する条例案について――

○議長（笹沢 武君） 日程第18 議案第102号 御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書84ページをごらんください。

議案第102号 御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例を制定する条例について、別紙のとおり提出いたします。

地方分権第2次一括法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に伴いまして、風致地区内におけます建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の改正に基づいて、風致地区内の建築物の規制に係る権限が県のほうから市町村へ移譲されました。これによりまして、県条例でありました風致地区内における建築等の規制に関する条例が、平成27年4月2日をもって廃止されます。このことから、御代田町において新たに御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例並びに御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を制定し、これまでの県条例と同様に、風致地区内における建築等の規制を行うものでございます。

85ページをごらんください。

御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例（案）

第1条、趣旨でございます。第2条、風致地区の種別でございます。第3条は許可ですが、次の86ページをごらんください。第4条、適用除外、第5条、許可の基準、第6条、許可事項の変更、第7条は許可行為の中止でございます。

87ページをごらんください。8条は許可行為の承継、9条、許可行為の完了、10条、監督処分についてでございます。

88ページをごらんください。第11条は立入検査に係るものでございます。第12条は委任についてでございます。第13条、罰則に係るものでございますが、13条から15条まででございます。16条は両罰規定について規定されております。

附則。

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第2条第1項の規定による指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、同項及び同条第2項の規定の例により行うことができるとしてございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第19 議案第103号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案

（第6号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第19 議案第103号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の96ページをお願いいたします。

議案第103号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案（第6号）について、別冊のとおり提出をするものでございます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度御代田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,197万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,342万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

お手元の資料番号1で御説明をさせていただきたいと思えます。

大きな変更だけ御説明させていただきます。

款14、項2、国庫補助金でございます。既定額から5,728万4,000円を減額するものでございまして、こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金の橋梁関係、それからまち交関係でそれぞれの金額を減ずる状況となっております。

款15、県支出金、項1、県負担金でございますが、1,423万7,000円の増額補正でございます。これは、国保の保険基盤安定事業負担金ということで1,300万余が計上されてございます。

款18、繰入金、項1、基金繰入金1億1,796万円でございます。教育施設整備基金繰入金では2,200万余の減、土地開発基金からの繰り入れを1億4,000万見てございます。

歳入合計で既定額に8,197万8,000円を増額いたしまして、64億1,342万9,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。款2、項1、総務管理費でございますが、既定額に1億5,302万5,000円でございます。これはメルシャン跡地購入に1億3,000万余、それから土地開発公社用地の取得費用に2,000万余等々でございます。

それから、款3、項1の社会福祉費でございますが、2,003万1,000円でございます。これは国保特会への繰出金で1,800万余等々でございます。項2、児童福祉費でございますが、1,825万円の増額でございます。こちらにつきましては、雪窓保育園駐車場の整備工事ということで1,000万余、それから臨時職員賃金不足が計上漏れという状況がありまして、313万等々でございます。

それから、款6、項1、農業費でございますが、534万5,000円の増額補正でございますが、JA佐久浅間の伍賀支所の予冷施設関係で500万円の増額補正がございます。3の農地費では、800万3,000円の増額です。これは、児玉雨池地区用排水路工事の関係で500万円の増額がございます。

款8、項2、道路橋梁費で7,920万8,000円ということで、これは国から

の交付金額が予定より少なくなったということで、実施する工事のほうも見直しを行うということでございます。

次のページをお願いいたします。

項4、都市計画費でございますが、852万7,000円の減額ということで、公共下水道特会への繰出金が900万余減となっております。

それから、款10、項2、小学校費でございますが、既定額から1,959万4,000円の減額ということで、主に南小大規模改修工事が終了したことによる減額でございます。

それから、14の予備費、こちらで1,952万9,000円の減額をして歳入歳出の調整をさせていただきまして、歳出合計も既定額に8,197万8,000円増額した64億1,342万9,000円という内容でございます。

予算書の5ページにお戻りをいただきたいと思っております。

第2表 地方債補正でございます。

上の段、追加でございます。起債の目的は、全国防災事業債、限度額が420万円、起債の方法は、証書借入又は証券発行、利率は年4%以内、償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定をするものということでございます。

下段でございます。こちらは変更でございまして、起債の目的につきましては、公共事業等債でございまして、限度額を1億6,140万円から1億6,050万円に変更するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上のとおり提案をいたしますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

2点ほどお伺いしたいんですが、今の資料番号1番の歳出の款3、民生費で、今、課長の説明がありました国保特別会計繰出金、これが1,873万8,000円とな

っているんですが、収入のほうを見れば、国と県からの交付金、負担金ということなんで、多分、法定内繰り入れだとは思いますが、その法定内繰り入れかどうか、その確認を、まず1点させてください。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） ただいまの御質問でございますけれども、結論から申し上げますと、法定内繰り出しでございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） では、今の説明ですと、法定内ということなんで、以前、説明のありました法定外繰り入れ、これは今年度については今のところないということでよろしいのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 法定外につきましては、予算の中でも2,000万の法定外繰り入れを入れるということになっておりますので、それは予算上そういうふうになっております。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） わかりました。

2点目として、今の国保会計の下のところに、老人福祉施設措置費324万8,000円、これ何か漏れてたというお話、ちらっと今課長がされたと思うんですが、この内容をちょっと御説明願いたいです。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、ただいまの質問に対してですが、老人福祉施設費の事業内容でございますね。これは養護老人ホームの措置費でございます。養護老人ホームでございますけれども、こちら身体、精神、生活環境上に問題があり、かつ経済的に困窮しているために、自宅において生活が困難な65歳以上の方を町が入所させております。

現在は、佐久良荘に10名、勝間園に4名、静山荘に4名の計18名を措置しております。老人福祉法に基づく費用の徴収に関する規則に基づきまして、入居者の所得に応じて入居者の負担金を徴収しておりますけれども、食費を含む施設使用料等は町が措置費として負担をしているところでございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） そうすると、今の説明ですと、公益でやってる老人ホーム、こちらに入居されてる方への援助というか、町からの負担金という理解でよろしいんですかね。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） そのとおりでございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

5点ほどお聞きいたします。ページ、19ページの民生費であります。雪窓保育園費の駐車場整備工事で1,003万4,000円の計上がございますけれども、この工事内容と工期はいつなのか、1点。

それから、23ページの農林水産費の農業振興費の農業振興事業補助金ということで500万、伍賀支所のほうということで、町長招集挨拶にもありましたけれども、この内容についてをお願いしたいのと。

それから、続いて24ページ、土地改良維持費の農業用水等維持補修工事、雨池のほうの用水工事だということでしたけれども、この内容について。

それと、26ページの土木費の道路維持費の道路除雪経費として、大型特殊免許試験等の手数料ということで計上されておりますけど、この内容について。

また、借り上げ料が124万6,000円というふうになっているわけですが、どういった重機が想定されているのか、その点について。小型除雪機とかトラクターとかの借り上げ料なども含まれてるのか、その点。

同じく、26ページですが、土木費の都市再生整備事業費の調査測量設計委託料2,700万円の減額、道路改良工事で7,475万円の減額であるわけですが、国の交付金のほうが少なくなったと、今、課長のほうの説明がありましたけれども、それでその変更ということなんですけど、その内容、減の理由ですね。

それと、土地購入費1,300万円と補償料2,200万円の内容についての説明

をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは、最初の雪窓保育園費の駐車場整備工事
1,003万4,000円の工事内容と工期につきまして、お答えをいたします。

工事箇所は、雪窓保育園の北側に隣接しております山林715m²でございます。
現在、御代田財産区からお借りして、一部を未舗装の駐車場として使用しているところ
でございます。

雪窓保育園周辺の町道につきましては、朝夕の登園や降園の時間帯に保護者の送
迎の車で渋滞がひどく、以前から周辺にお住いの皆様から苦情が寄せられておりま
した。一方通行や短時間駐車など、保護者の自主規制によって渋滞の緩和を図って
きましたが、なかなか効果が上がらず、最近においても苦情が寄せられてしまった
状況にあります。この渋滞の緩和を図るため、御代田財産区からお借りしている土
地の一部の立木を伐採、抜根し、全体を造成後に舗装して、駐車場として利用する
計画でございます。

工期につきましては、来年の3月末ごろを予定しているところでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 飯塚産業経済課長。

（産業経済課長 飯塚 守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚 守君） それでは、2点目の農業振興費の500万円の補助金に
ついて御説明します。

これは、佐久浅間農業協同組合の伍賀支所の真空予冷施設改修に伴う補助金でご
ざいます。現在の真空予冷施設は平成5年度に導入し、設置から21年がたち、老
朽化し、故障が大きな問題となっております。

昨年10月に深夜電力を利用した微熱システム4基のうち、2基が故障し、応急
処置で稼働している状況でした。

このことから、伍賀地区の農業生産のかなめであるレタス等の出荷には、予冷施
設が欠かせないことから、施設維持、コストの削減や環境を考慮した環境対策型最
新真空冷却装置導入が生産部会で決定されました。これに伴い、国の補助も要望し
ておりましたが、なかなか採択とならない状況でしたが、この10月に国の補助が

1,600万円ほど決定されております。

町といたしましても、野菜流通の基本である高鮮度保持、出荷体制の維持は農業振興につながることから、7パレット2層1コールドの真空冷却装置の事業費、約1億円に対しまして、過去のJAに対する補助率等も考慮して、事業費の5%として500万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、土地改良維持費の農業用水路補修工事500万円につきましては、26年度農村活性化プロジェクト支援交付金の児玉雨池地区7工区の農業用排水路工事で、ミネベア株式会社東側に位置する東雪窓別荘地内の農業用排水路工事を延長700mのうち、自由勾配側溝300mの敷設工事を今年度施工予定であります。

この農業用排水路は、現在、開渠でありまして、以前から冬期間で用水路の位置がわからず、自動車等が脱輪等する事故が発生しております。側溝にふたを敷設し、交通の安全を確保したいと考えております。しかし、このプロジェクト交付金事業は、農業用排水路の整備が対象となることから、ふたの敷設には交付金事業の対象となりません。つきましては、町単独事業にふたの敷設を施工したいことから、今回500万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） ページ、26の土木費の関係でございますが、大型特殊免許試験等の手数料内容でございます。こちらについては、当町の除雪路線、1次、2次の路線を含めまして、13.5kmを町内除雪業者9社13台と契約をしているところでございます。

道路を優先的に除雪は行っていますが、道路除雪以外にエコールみよた駐車場や駅北、駅西の有料駐車場などの公共施設の除雪も行っているため、除雪業者及びオペレーターや除雪機械の確保には厳しいものがございます。町職員が取得することで、道路以外の除雪作業に要する時間を道路除雪に集約することができ、時間短縮や効率化につながるものでございます。

現在、免許保有している職員はございません。

除雪作業を行うには、公衆用道路を走行するために、道路交通法による大型特殊免許の取得が必要でございます。自動車教習所で6時間の技能講習を受けた後、卒

業試験に合格しなければなりません。

また、除雪作業は、ほかに車両系建設機械運転技能講習を受講する必要がございます。まして、民間の教習センターなどで学科が9時間、技能が5時間を受講し、合格すると、ようやく除雪作業を行うことができます。

大型特殊免許と車両系建設機械運転技能講習を取得するための手数料ですが、取得費用は1人当たり、大型特殊免許が10万3,000円と車両系建設機械が運転技能講習受講料が4万5,000円で、合計14万8,000円となります。補正予算では2名分を計上しているところでございます。

重機借り上げ料の124万6,000円の重機の内容ということでございますが、除雪機械の規格は、タイヤショベル1.2立米クラスというものでございまして、スノープラウ仕様という除雪用の廃土板を交換して作業をしているものです。当町の除雪業者でも3社が使用してございます。

借り上げ期間は、12月中旬から3月中旬までの3カ月を予定しております。リース料は1カ月当たり40万680円で、使用料のほかに自賠責保険、任意保険などが含まれております。

小型除雪機というお話が出ましたが、今回の補正予算には計上されてはおりません。災害時では別途の対応になると思います。

続きまして、同じページで土木費、都市再生整備計画事業の委託料等の関係でございまして、調査設計委託料2,700万円の減、それと、道路改良工事7,475万円の減の理由でございまして、都市再生整備計画では上小田井雪窓線などの6路線の道路事業と龍神の杜公園園路弾性舗装、大林児童館整備事業の9事業で2億1,409万1,000円のうち、国費が8,560万円、交付率上限40%ですが、要望しております。しかし、国からの実際の交付決定額が4,708万円以内示を受けまして、要望額の55%という結果になりました。この交付率は当町だけではなく、全県下での要望額の55%程度になっておりまして、防災関係の予算に大きく振り分けられたと思われるものでございます。まちづくり関係の予算は、大きく抑制された結果となりました。

都市再生整備計画は、26年から5カ年の事業でございまして、5カ年間で必ずしも事業費の40%の国費が得られるという保障がないために、国費に見合った事業を実施していくということになりました。したがって、調査測量設計委託料

につきましては、上ノ林児玉線、大林大久保線、塩野御代田停車場線の用地測量、物件補償調査を予定しておりましたが、翌年度に先送りしたため2,700万円の減額補正となります。

道路改良工事につきましては、広戸御代田停車場線と東林大林線の道路改良工事を翌年度に見送ったため、7,475万円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、土地購入費1,300万円の増、補償料2,200万円の増の内容でございますが、用地補償に係る費用の増額補正につきましては、上小田井雪窓線、児玉荒町線、東林大林線の道路計画の説明会や用地境界立ち合い等が終わりまして、道路計画に対し、予想以上に地権者の皆様に御理解と御協力を得られたということから、用地取得に伴います補償につきましては、本工事を実施する前段階において、かなりの建物移転などに時間を要するために、早期契約を行うということで、事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

今回の増額補正につきましては、児玉荒町線の用地取得面積385m²ですが、用地費750万円及び建物が3棟、工作物、立木などの移転補償が10件分で、補償費1,370万円でございます。

上小田井雪窓線につきましては、用地取得面積の一部で250m²、用地費550万円及び建物1棟、工作物、立木などの移転補償6件分で補償費830万円を計上してございます。

前述の調査設計委託料、道路改良工事の減額補正にあわせまして、土地購入費、補償料の増額補正について、本年度の交付決定額、事業枠内の予算を振りかえて採用するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 今、雪窓保育園の駐車場の整備ということで、現行使っているところも含めて改良工事、整備ということなんですけども、子供たちのいる送迎時間を外した感じでの工事時間とか、安全性とかっていうのは確保しながら、ぜひやっていただきたい部分ですけど、その点は大丈夫なんですか。工事しながら、現行の駐車場で対応できるのか。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） お答えいたします。

いずれの工事もそうなのですが、安全確保には十分配慮しながら施工してまいりたいと考えております。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

（午後 0時03分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

会議の途中ですが、仁科議員、治療のため早退する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

―――日程第20 議案第104号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第20 議案第104号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書97ページをお願いいたします。

議案第104号 平成26年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。

平成26年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,178万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,773万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款3、国庫支出金、項1、国庫負担金。補正額でございますが、療養給付費の伸びによる見込み額の増に伴いまして、1,330万1,000円の増額でございます。項2、国庫補助金でございますが、普通調整交付金でございますが、療養給付費の伸びによる見込み額増に伴いまして、280万円の増額でございます。

款4、県支出金、項1、県負担金でございますが、高額療養費共同事業負担金交付見込み額内定によりまして、50万1,000円の増額でございます。項2、県補助金でございますが、県普通調整交付金の見込み額増に伴いまして、189万9,000円の増額でございます。

款7、項1、共同事業交付金でございますが、高額療養費の増額に伴いまして、1,450万円の増額でございます。

款9、繰入金、項1、他会計繰入金でございますが、保健指導事業繰入金として、それと、一部改正による軽減世帯の増加によりまして、保険基盤安定繰入金として1,878万8,000円の増額でございます。

歳入合計でございますが、補正額5,178万9,000円を増額いたしまして、17億6,773万7,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。款2、保険給付費、項1、療養諸費は、補正額でございますが、一般被保険者療養給付費、療養費の伸びによりまして、5,448万円の増額でございます。上半期の実績に基づきまして、月7,300万で試算しております。項2、高額療養費、一般被保険者高額療養費の伸びによりまして、2,532万7,000円の増額でございます。上半期の実績に基づきまして、月1,071万円で計算しております。

款7、項1、共同事業拠出金は財源変更でございます。

款 8、項 2、保健事業費は、人件費の人勸に伴うものでございまして、8万9,000円の増額でございます。

款 10、諸支出金、項 1、償還金及び還付加算金でございます。還付金が見込みよりも増えたことによりまして、110万円の増額でございます。

款 11、項 1、予備費でございますが、2,920万7,000円の減額でございます。予備費で調整をしております。

歳出合計でございますが、補正額5,178万9,000円を増額いたしまして、17億6,773万7,000円でございます。

説明は以上でございます。

御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元です。

1点だけお伺いしますが、今の予備費で2,920万7,000円の減額ということで、いろいろ調整されてるというお話だったんですが、その減額になった理由と、それから、保険給付費が伸びたという主な点というのを、まずお伺いしたいと思えます。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、お答えをいたします。

今回の予備費の減額でございますけれども、これは医療費の伸びが著しく、国、県などからの負担金、交付金を差し引いても、2,920万円余りを予備費から削らなければならないということで削らせていただいております。

国保特別会計でございますけれども、今回は一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費で合わせて7,900万円余り補正を行っております。一般被保険者療養給付費は今年度に入りまして、10月までの実績で月平均7,300万円ほどになっております。

また、一般被保険者高額療養費も10月までの実績で、月平均1,070万円ほどとなっております。

当初予算では、こちらの一般療養給付費でございますけれども、6,900万円ほど、そして、一般被保険者高額療養費は830万円ほどで試算しておりましたので、かなり伸びているということでございます。やはり伸びている内容としましては、入院の方のがんの方、そして心臓の方または脳血管系の疾患の方等の治療が多くなっておりますし、あわせて難病の方の医療費というのも多くなってきております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 理由はわかりました。それで、予備費として、今現在、7,829万8,000円が残りという形になるかとは思いますが、年度内の予想っていうのはどのようになっているのか、お答えください。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 国保の会計の見通しでございますけれども、やはり現在の状況を分析してみましても、医療費が伸びている状況なので、楽観的な予測はできませんが、やはり今年度、まだこれから医療費が大分かかる冬期間に向かいますので、そういったことを考えて、これはしっかり見据えていかなければいけない状況なのかなというふうには思っておりますけれども、ちょっと今後の医療費の伸びが関係してまいりますので、今の段階では何とも申し上げられません。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第21 議案第105号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別

会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第21 議案第105号 平成26年度御代田町介護保険事

業勘定特別会計補正予算案（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書98ページをお願いいたします。

議案第105号 平成26年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、地方自治法の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ991万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,673万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。款1、保険料、項1、介護保険料。補正額でございますが、死亡、転出等によりまして433万3,000円の減額でございます。

款4、国庫支出金、項1、国庫負担金でございますが、居宅介護サービス費の給付見込み額の増によりまして、345万8,000円の増額でございます。項2、国庫補助金でございますが、居宅介護サービス費の給付見込み額増によりまして、158万4,000円の増額でございます。

款5、項1、支払基金交付金でございます。居宅介護サービス費の見込み額増額によりまして、501万4,000円の増額でございます。

款6、県支出金、項1、県負担金。居宅介護サービス費の見込み額増額によりまして、216万1,000円の増額でございます。

款8、繰入金、項1、他会計繰入金。介護給付費繰入金、一般経費等繰入金、包括的支援任意事業の支援金、任意地域支援事業の繰入金でございますが、介護給付費の見込み額が増額しておりまして、また、サポーター養成事業の費用の増額によりまして、203万2,000円の増額でございます。

歳入合計でございますけれども、補正額 9 9 1 万 6 , 0 0 0 円を増額いたしまして、1 0 億 6 , 6 7 3 万円でございます。

続きまして、3 ページをお願いします。

歳出でございます。款 1、項 1、総務費でございますが、補正額でございますが、介護保険認定調査員の賃金を補助事業に振りかえたため、5 1 万 2 , 0 0 0 円の減額でございます。

款 2、項 1、保険給付費でございますが、居宅介護サービス給付費の見込み額増と地域密着型介護サービス給付費としまして、社会福祉協議会で開所しておりますグループホームを 9 床増床したことに伴いまして、1 , 7 2 9 万円の増額補正でございます。

款 3、地域支援事業費、項 2、包括的支援事業・任意事業費でございますが、任意事業経費としまして、緊急通報サービス機器の追加等によりまして、6 3 万 8 , 0 0 0 円の増額でございます。

款 6、項 1、生活介護支援サポーター養成事業費でございますが、養成事業費に関する人件費、講師謝礼等によりまして 5 0 万 6 , 0 0 0 円の増額でございます。

款 8、項 1、予備費は 8 0 0 万 6 , 0 0 0 円の減額でございます。

歳出合計でございますが、補正額 9 9 1 万 6 , 0 0 0 円を増額いたしまして、1 0 億 6 , 6 7 3 万円でございます。

説明は以上でございます。

御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 2 2 議案第 1 0 6 号 平成 2 6 年度御代田町後期高齢者医療特別会計

補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 2 2 議案第 1 0 6 号 平成 2 6 年度御代田町後期高齢者

医療特別会計補正予算案（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書99ページをお願いいたします。

議案第106号 平成26年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について、地方自治法の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,112万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款3、繰入金、項1、一般会計繰入金、補正額でございますが、基盤安定負担金確定に伴いまして、68万8,000円の減額でございます。

款4、項1、繰越金でございますが、前年度繰越金確定に伴いまして、3万6,000円の増額でございます。

歳入合計でございますが、補正額65万2,000円を減額いたしまして、1億2,112万4,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出でございます。款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、補正額でございますが、保険基盤安定負担金確定に伴いまして、68万8,000円の減額でございます。

款5、項1、予備費でございますが、3万6,000円の増額でございます。

歳出合計でございますが、補正額65万2,000円を減額いたしまして、1億2,112万4,000円でございます。

説明は以上でございます。

御審議をいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第23 議案第107号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別

会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第23 議案第107号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書100ページをごらんください。

議案第107号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、地方自治法の規定により、平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをごらんください。

平成26年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ547万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,039万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次の2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款4、繰入金、項1、他会計繰入金。900万1,000円

の減額でございます。こちらは、補正後の歳入歳出の差額分として減額するものでございます。

款 6、諸収入、項 2、雑入といたしまして、消費税の確定申告によりますところの消費税還付金の減額といたしまして、57万3,000円でございます。

款 7、町債、項 1、町債。町単独管路工事分の増額補正をお願いするもので、410万円となっております。

歳入合計につきましては、補正額547万4,000円の減額とするものでございます。

次の3ページをごらんください。

歳出。款 1、土木費、項 1、都市計画費でございます。主なものとして、東京電力の賠償金額、平成24年上半期分の確定に伴いますところの、本年度、下水道汚泥処分負担金が1,003万6,000円減額したことによります。

それと、水原地区の管路工事費432万円の増額と、その他人件費が9万4,000円増額したことで、差し引きまして547万4,000円の減額となります。

款 2、公債費、項 1、公債費。こちらは財源変更によるもので増減はありません。よって、歳出合計が、補正額547万4,000円とするものでございます。

次の4ページをごらんください。

第2表 地方債補正。

変更。起債の目的でございますが、公共下水道事業補正前、限度額を2,950万円に410万円を増額しまして、補正後の限度額を3,360万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第24 議案第108号 平成26年度御代田小沼水道事業会計補正

予算案(第2号)について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第24 議案第108号 平成26年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書100-1ページをごらんください。

議案第108号 平成26年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について、地方自治法の規定によりまして、平成26年度御代田小沼水道事業会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをごらんください。

平成26年度御代田小沼水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 平成26年度御代田小沼水道事業会計補正予算第3条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、2ページにもございますように、款51、水道事業費用といたしまして、第1項、営業費用としまして57万6,000円の減額をお願いするもので、総掛かり費としまして、人事院勧告による差額分による増額でございます。

第2項、営業外費用といたしまして、1万7,000円の増額をお願いするもので、消費税の9月中間報告の確定額による増額でございます。

第3項、特別損失といたしまして、1,000円の増額をお願いするもので、人事院勧告による共済費等の確定による増額でございます。

第4項、予備費といたしまして50万円の減額をお願いするもので、内部留保資金減額抑制のため、増額相当分を調整するための減額でございます。

よって、補正予算額の合計は9万4,000円の増額となり、総計が1億8,053万9,000円でございます。

第2条 予算第6条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

職員給与費といたしまして、57万6,000円の増額をお願いするものでござ

います。こちらにつきましても、人事院勧告による給与費をお願いするものでございます。4ページにもありますように、給料9万3,000円、手当21万6,000円、法定福利費26万7,000円で、合計57万6,000円を増額補正するものでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第25 報告第7号 平成26年度御代田町土地開発公社

第2回補正予算の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第25 報告第7号 平成26年度御代田町土地開発公社第2回補正予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の101ページをお願いいたします。

報告第7号 平成26年度御代田町土地開発公社第2回補正予算の報告についてでございます。こちらにつきましては、10月6日の公社理事会におきまして、メルシャン跡地の売却計画を追加しまして、これに伴う補正予算が議決されましたので、御報告申し上げるものでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

議案第3号 平成26年度御代田町土地開発公社第2回補正予算について

平成26年度御代田町土地開発公社第2回補正予算を別紙のとおり定めるため、定款第16条第1項第3号の規定により理事会の議決を求める。

10月6日に提出をいたしまして、10月6日の公社理事会において議決を経ております。

平成26年度御代田町土地開発公社変更事業計画（案）となっておりますが、

(案) は削除をお願いいたします。

平成26年度御代田町土地開発公社の事業計画を次のとおりとするということで、用地売却計画に新たに用地名、メルシャン跡地、売却予定面積2万8,678m²、売却予定額1億2,060万981円でございます。

3ページをお願いいたします。

総則でございます。

第1条 平成26年度御代田町土地開発公社の第2回補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

補正のあった箇所のみ申し上げます。

収入でございます。第1款、第1項、公有地取得事業収益、既定額に1億2,060万1,000円を追加するものでございます。収入合計といたしまして、既定額に1億2,060万1,000円を加えまして、1億4,050万3,000円でございます。

続きまして、支出でございます。

第1款、第1項、公有地取得事業原価、これも既定額に1億2,060万1,000円加えまして、1億3,991万5,000円とするものでございます。支出合計が既定額に1億2,060万1,000円を加えまして、1億4,021万9,000円とするもので、収益的収入差し引き額は28万4,000円となります。

資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するというので、収入でございますが、第1款、第1項、固定資産売却代金ということで、補正予算額が1億2,000万円、収入合計で1億2,000万円という状況でございます。

支出といたしまして、第1款、第7項、公社償還金及び長期借入金償還金ということで、既定額に1億1,999万9,000円を加え、1億2,000万とするものでございます。支出合計は、補正後が1億2,000万という状況になります。

5ページ以降につきましては、収益的収入及び支出の実施計画、それから、7ページ、8ページ等につきましては、資本的収入支出の実施計画、それから資金計画等々、それ以降につきましては、付属明細書等々がございまして、後ほど御確認をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上で報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって平成26年度御代田町土地開発公社第2回補正予算の報告を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第94号から議案第108号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

- ―――日程第26 請願第6号 2015年核不拡散条約（NPT）再検討会議において、日本政府が核兵器全面禁止のための決断と行動をすることを求める意見書の提出に関する請願―――
- ―――日程第27 陳情第4号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情―――
- ―――日程第28 陳情第5号 最低制限価格の設定に関する陳情―――
- ―――日程第29 陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書―――
- ―――日程第30 陳情第7号 介護従業者の処遇改善を求める陳情書―――

○議長（笹沢 武君） 日程第26 請願第6号 2015年核不拡散条約（NPT）再検討会議において、日本政府が核兵器全面禁止のための決断と行動をすることを求める意見書の提出に関する請願、日程第27 陳情第4号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情、日程第28 陳情第5号 最低制限価格の設定に関する陳情、日程第29 陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大

幅増員を求める陳情書、日程第30 陳情第7号 介護従業者の処遇改善を求める陳情書については、今定例会に提出され、受理いたしました。お手元に配付してあります請願付託表、陳情付託表のとおり、会議規則第92条及び第95条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

散 会 午後 2時07分